

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2020.05

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ ～コロナの影響～

牟田事務所社労士部門だけでなく、許認可建設業部門もコチョウキン(雇用調整助成金)対応いたします。相談する社労士がおられない会社さん、協力会社さん等の申請ご相談ください。また、持続化給付金、愛知県休業等協力金、ものづくり補助金等にも対応いたします。

【住宅関連】

・設備機器・建材の納期遅れ、中国で生産された部品が国内メーカーに届かず、システムキッチン、トイレなどの設備機器、建具・サッシ、フローリング・床材、階段回り、外壁、内装、屋根等の建材が不足。これらが無ければ住むことはできませんよね。

国交省は、一部の住宅設備が未設置の状態でも建築基準法に基づく完了検査が実施可能との支援策を発表しました。

しかし、肝心の住宅設備がない状態での完了検査予定を説明して、どれだけの施主が納得し合意書までくれるのでしょうか。

【施主様との人間関係でしょうか】

合意書がとれた場合、どのような条件が付いたのでしょうか。工期の延長、引き渡しの延期、代替商品への変更、費用の減額…どれをとっても負担が大きい、痛い！

営業に行けない：新規営業どころか、打ち合わせも行けません。心折れそう！



【建築・土木関連】

・大手ゼネコンの現場で3人が感染、うち1人が死亡。

三密の発生は考えにくいと思っていましたが、とうとう現場で感染者が発生したことを受け、そのゼネコンは全国で500弱ある工事の中断に向け協議を始めました。その流れは、他のゼネコンにも広がり公共工事も中断、工期延長を決めました。

中断中の人件費は、どこからどこまでを誰が負担してくれるのでしょうか。また、再開すると工期に間に合わせるために、現場は増員体制で工事を急ぐのでしょうか。人件費！ゼネコンがすべてを負担してくれるのでしょうか。そんなわけにはいかないでしょうし。

ただでさえ人手不足の建設業です。現場休業中でも職人さんが生活できるようにしておかないと、どこかよその現場に行ってしまう、工事再開時には人が足りない…、なんてことも。日額8,330円では焼け石に水ですが。

雇用調整助成金ご相談ください

建設業の給与って、一種独特というか、なかには間違った計算で支給しておられる場合も、また大事な協力会社さんの休業も、労働基準監督署には聞きにくいことも、牟田事務所へご一報ください。土曜日も対応いたします。 小泉

★運送業★

～休業手当どうしてますか～

新型コロナウイルスの影響でわたしたち運送業界も大きく影響が出ていることと思います。皆様の取り扱っている荷物を考えると心配が止まらない運送業担当 田口です。

飲食店に配送、コンテナ輸送、建築資材の運搬などを行っている皆様の中にはこの度のコロナの影響でドライバーさんに休んでもらったり、運行を分散したり様々な工夫をされていることと思います。

中でも、会社の指示により社員さんを休業をさせた場合は、法律に則って休業手当を支払う必要があります。休業を命じる場合、休業手当は労働基準法 26 条に基づき、平均賃金の 60%以上を支給することが条件とされています。



休業手当 基本給の月給から日額を出して 60%でいいの？と質問を多くいただきますが、

われわれ運送業の特にドライバーさんは基本給の他に様々な手当や歩合、時間外労働が支給されているケースが多いですね！それも非常に複雑な計算方法によって(´_`;))

平均賃金とは労働基準法第 12 条に定義が定められており、休業手当の計算は通常この法律を踏まえて計算していくことになります。

- ・ 平均賃金の額 = 事由発生日以前 3 ヶ月間の賃金総額 ÷ 事由発生日以前 3 か月間の総日数
- ・ 休業手当 = 平均賃金 × 60/100 × 休業日数

しかし繁閑期によって給料は変動しやすいこともあり、毎回計算をするのは煩わしいですね。

そこで、**社会保険の標準報酬月額**の 30 分の 1 である**標準報酬日額**を平均賃金とみなす方法があります。その日額の 60%以上が休業手当となるので、決定通知が出ていればその人の平均賃金が変わるのは年 1 の社保算定基礎届の時期と、昇給降給などによる月額変更届（随時改定）を行ったときのみ！便利ですが、この方法を運用する場合は就業規則に記載する必要がありますので詳細は牟田事務所までご連絡ください。

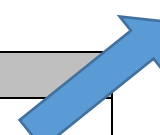
休業協定書 また、今回の休業に伴う雇用調整助成金を受けるための休業手当の支給

方法は、別途休業協定書によって特別に定めることができます！ご不明な点や気になることがありましたらいつでもご相談ください！お待ちしております。

～義務診断の受診延期について～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、初任診断や適齢診断、事故惹起者向けの特定診断等のいわゆる義務診断、健康診断の受診について、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、特例措置がとられることとなりました。

診断名称	受診期間に関する本来の規定	特例措置
特定診断	「やむを得ない事情がある場合には乗務を開始した後 1 カ月以内」に受診すること	※緊急事態宣言期間 2 ヶ月を加えた期間は、当該受診期間に含めない。
初任診断		
適齢診断	「65 歳に達した日以後 1 年以内」「65 歳以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から 1 年以内及びその後 3 年以内ごと」に受診すること	



※緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は当該受診期間に含めないとは・・・

4月20日に乗務開始した初任運転者のケース

1か月の起算日を乗務を開始した日（4月20日）ではなく、緊急事態宣言の最終日である5月31日から2か月後の7月31日とし、更にそこから1か月以内の8月30日までを受診すれば良いという意味です。

ただし、乗務を開始した日が緊急事態宣言の発令前（4月7日以前）の場合

は、1か月以内の起算日はその日になることから、5月2日までの受診義務が生じますのでご注意ください。

健康診断については令和2年6月末まで実施延期が認められています。



★最近多い質問★

Q コロナウイルスの影響を鑑みて、対面点呼を取りやめてアルコールチェックだけしてあとは電話点呼をしようと考えていますが問題ないでしょうか？

A 原則対面点呼です。（マスク足りてますか？ 牟田事務所に在庫ありますよ～）

Q 健康診断が受けられないけど、1年以上空いていたら行政処分の対象？

A 健康診断については令和2年6月末まで実施延期が認められています。



★産廃業★

■事業ごみが減る一方で… ～集積所からあふれる家庭ごみ～

4/16 に政府が全都府県に緊急事態宣言を発出以降、国民一丸で感染拡大防止のための外出自粛に取り組み、店舗は続々と休業、通勤電車もからっぽ…。飲食店の営業自粛の影響で、事業所からの可燃ごみは前年度比 14%減。一日当たり 20 トンも減っているそうです。その裏側で**家庭ごみが急増！** 在宅時間が長くなり、この機にとばかりに家を片付ける人が増えたためか、**粗大ごみも** 増えてきているんです。



自治体によっては処理しきれず収集に遅れが出てしまうほど。中でも人口が密集する“特定警戒都道府県”では状況が逼迫。積むゴミが多すぎるため収集車がすぐにいっぱいになり、焼却工場などへの行き来が多くなり収集にも遅れが…。集積場に入りきらず、散乱防止ネットから溢れて散らかってしまうような場所も多く、散乱したごみの片付けにも時間がかかってしまうような状況です。作業員は常に感染リスクと隣り合わせの作業を強いられます。にもかかわらず、医療従事者に比べ、ごみ処理の現場は衛生対策が後手に回り、衛生用品の供給も不十分な状況です。



分別ルールを守る！袋をきちんと縛る！など、私たちにも協力できることはあります。ひとつひとつは小さなことでも、こうしたことの積み重ねが地域社会の維持に繋がります。私たちひとりひとりの行動が、コロナを制する力になるんです。

これぞ、まさに排出者責任！！

街に危険な家庭ごみが溢れて困るのは、他でもない私たちです。

★窓口情報★

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組み行われる中、行政機関の窓口対応にも変化が！各窓口の取り組みや現状についてご紹介させていただきます。



～建設業～

○許可申請・届出は郵送、閲覧所は閉鎖

4月20日から「申請・届出」について、仮受付になっています。正式な受付ではありません。仮に受付をして、確認作業を行い、必要に応じて「補正」指示がなされ、すべてが整って、改めて訪庁して本受付となります。

経審も郵送と言うので、書類の不足等は許されません！

こちらからは何度も書類のお願いをすることもかもしれませんが、何卒ご理解・ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

～運送業～

○事業計画変更は早めにご連絡ください

愛知運輸支局でもコロナ対策のため申請については原則郵送で申請です。担当者も交代で在宅勤務で電話もなかなか繋がらず、急ぎの申請で窓口に行っても激混み！待ち時間は今までの倍以上です。

ということで、事業計画に変更(車庫や営業所、車の増減車も)がある場合は、早めにご連絡をお願いいたします。

～産廃業～

○郵送受付

全国的に、対面受付をやめ郵送受付を行っています。ということで、行政、県や市ごとによって添付書類や記載方法が異なり、郵送受付後に補正が来るまで時間がかかることが予想されます。

もちろん申請には十分に注意をして作成いたしますが、ちょっと心配です。

○標準処理期間内での処理困難

県職員も交代で在宅勤務をしているため、標準処理期間(申請から許可までにかかる期間)内での処理が難しくなっています。特に新規の受付を一時停止している都府県が多く、更新申請も時間がかかっています。

○産廃法定講習会も中止

4月～5月の法定講習会も中止されました。現在、6月以降の講習会は、受付も行っておらず、再開のめどが立たない状況です。早く再開できることを願っています。



行政も大変、申請する方はもっとタイヘン！

ある証明書取得のため区役所へ行きました。市民課窓口が長蛇の列！きっと「特別定額給付金」の申請のためマイナンバーカードの発行、受取のためだったのでしょう。

特別定額給付金：全国民1人当たり10万円っていう、アレです。

確かに！行政も、コロナに乗じてマイナンバーカードの発行を増やしたいのですよね！

でもね、オンラインならマイナンバーカードがいるけど、郵送で請求する場合はマイナンバーが無くても大丈夫なんですって(笑)

行政も人手不足、窓口は激混み！ 超三密状態です。速やかな諸手続きに心がけておりますが、通常以上に時間がかかっておりますこと、ご理解・ご協力をお願いいたします。